

所沢小学校 PTA 慶弔規程

第1条 本規定は、所沢小学校 PTA 慶弔規程と称し、会員の慶弔に対し会長の意を表す事を目的とする。

第2条 本規定に必要な経費は、本会計諸費慶弔費より歳出する。

第3条 本会会員に関する弔事が生じた場合は、次の品を贈り弔意を表す。

1. 正副会長・幹事・会計・教職員・支部長に関する場合
 - ① 本人死亡の場合は、金10000円を贈る。
 - ② 配偶者と同居の父母が死亡の場合は、金5000円を贈る。
 - ③ 子女(本校在籍児童に限る)が死亡の場合は、金10000円を贈る。
 - ④ 子女(本校在籍児童以外)が死亡の場合は、金5000円を贈る。
2. 正副会長・幹事・会計・教職員・支部長以外の会員に関する場合
 - ① 本人死亡の場合は、金10000円を贈る。
 - ② 子女(本校在籍児童に限る)が死亡の場合は、金10000円を贈る。
 - ③ 子女(本校在籍児童以外)が死亡の場合は、金5000円を贈る。
3. 会員に関する弔事において以下の点については、本部役員協議の上決定する。
 - ① 上記該当者以外の弔事が生じた場合の判断
 - ② 花輪・生花を手向けるか否かの判断
 - ③ その他、会長が特に協議の必要を認めた場合

第4条 第3条以外の慶弔については、次の品を贈り慶弔の意を表す。

1. 教職員が結婚する場合、金10000円を贈る。
2. 教職員に新生児が誕生した場合は、金5000円を贈る。
3. 会員がその役職を辞任した場合、感謝状及び記念品を贈ることができる。
4. 本校教育関係者(前・元 PTA 会長、校医等)が死亡した場合は、金5000円を贈る。
5. 上記項目内において以下の点については、本部役員協議の上決定する。
 - ① 祝電・弔電の発送の有無についての判断
 - ② 本校教育関係者とする判断
 - ③ 火災・入院などの事故が生じた場合の見舞金等の判断
 - ④ その他、会長が特に協議の必要を認めた場合第5条 慶弔に対する返礼は、一切受けない事とする。

第6条 この規定の執行には、会長もしくはその代理人があたる。

第7条 この規定の改正は、本部役員会において改正することができる。

附 則 この規定は、平成元年4月1日から施行する。平成13年4月1日から施行する。

所沢小学校PTA慶弔金規程

(目的)

第1条 本規程は、所沢小学校PTA慶弔金規程と称し、会員に関係ある慶弔が生じた場合、次によって慶弔の意を表し、次のように定める。

第2条 慶弔金は次の通りとする

会員が死亡したとき	10,000円
児童が死亡したとき	10,000円

(その他)

第3条 この規程に定めがない場合、本部役員会にて協議の上決定する。

第4条 慶弔金に対する返礼は、一切受けないこととする。

第5条 この規程の改正は、本部役員会において改正することができる。

付 則 この規程は、令和6年4月1日から施行する